

アイ・シー・シー ケーブル TV Wi-Fi サービス利用規約

第1条 規約の適用

株式会社アイ・シー・シー（以下「当社」という。）の「インターネット接続サービス契約約款」（以下「約款」という。）に定める付加機能の一つとして、株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス（以下「Wi2」という。）が定める「サービス契約約款」及び「ケーブル TV Wi-Fi サービス利用規約」「（以下「サービス契約約款等」という。）に基づき「アイ・シー・シー ケーブル TV Wi-Fi サービス利用規約」（以下「本サービス」という。）の提供を受ける者（以下「契約者」という。）と当社との間における、料金の請求等について適用します。

第2条 債権の譲渡等

契約者は、サービス契約約款等の規定により支払を要することとなった料金その他の債務に係る債権が当社に譲渡されること、その結果、当社が当該債権を契約者に請求することを承諾したものとします。

また、この場合、契約者は、当社及び Wi2 が契約者への債権譲渡に関する個別の通知または承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。

第3条 契約の成立

本サービスの契約（以下、「本サービス契約」という）は、契約者が Wi2 の本サービス契約の申込み手続きが完了した時点で成立するものとします。

第4条 利用申込みができる者の条件

本サービスは、当社のインターネット接続サービスの提供を受けている者に限ります。

第5条 料金等

ケーブル TV Wi-Fi の料金は、当社の「インターネット接続サービス料金表」に定める料金とし契約者は当社が指定する期日及び方法で料金を支払うものとします。

- 2 料金の日割り計算は行わず、本サービス契約の成立月は無償とします。

第6条 契約の解除

契約者は当社が定める方法により、本サービスを解除することができるものとします。

その場合、契約者は本サービスの解除手続きを行うものとします。

- 2 契約者が当社のインターネット接続サービス契約を解除した場合は、本サービスも解除するものとします。

第7条 規約の変更

当社は必要に応じて本規約を変更することができるものとし、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

- 2 当社が本規約を変更した場合は、契約者に対して、変更内容を当社ホームページに掲載

する方法等により告知するものとし、掲載日の翌日に翌日に契約者は当該掲載内容を了承したものとみなすものとします。

第 8 条 新規受付の終了

当社は本サービスの新規受付を 2020 年 12 月末をもって、終了するものとします。

規約の施行日及び改正日

2013 年 5 月 1 日 施行

2021 年 4 月 1 日 改定

以上